

元南農林第1882号
元南保福第1431号
令和元年10月2日

各食品関連事業者 様

福島県県南農林事務所長
福島県県南保健福祉事務所長
(公 印 省 略)

食品表示法に係る食品表示講習会の実施について（通知）

このことについて、別紙要領により実施しますので、参加を希望される場合は下記によりお申込みください。

記

1 申込み方法

別紙申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXにより事務局あて提出してください。

2 申込み先

福島県県南農林事務所 企画部 指導調整課（事務局）
〒961-0971 白河市昭和町269番地
FAX 0248-23-1590

3 申込み期限

令和元年11月1日（金）

（事務担当 事務局 県南農林事務所 主事 庄司 電話 0248-23-1554）

食品表示法に係る食品表示講習会 実施要領

1 目的

平成27年4月1日に食品表示法（以下、「法」という。）が施行されたことに伴い、各食品関連事業者には、法に基づく表示に切り替える等の対応が求められている（生鮮食品は平成28年9月30日末で経過措置期間終了、加工食品は令和2年3月31日まで経過措置あり。）。

また、平成29年9月1日に食品表示基準の一部が改正され、一部の加工食品にのみ義務付けられていた原材料の産地表示が、全ての加工食品に拡大された（令和4年3月31日まで経過措置あり。）。

そのため、法を所管する県南管内の各機関担当者を講師として、管内の食品関連事業者を対象とした食品表示講習会を実施し、法の概要、旧表示制度からの変更点等について説明することにより、各食品関連事業者に法を周知するとともに、新表示制度への対応を促進し、もって市場に流通する食品の表示の適正化を図ることを目的とする。

2 主催者

福島県（福島県県南農林事務所及び福島県県南保健福祉事務所の共催）

3 対象者

県南管内の次に掲げる食品関連事業者であって、食品の製造、加工、販売等により表示の作成等を要すると想定される者

- (1) 食品衛生法第52条第1項の許可を受けた者
- (2) 漬物製造施設の衛生確保に関する要綱に規定する営業者
- (3) 農産物等の簡易な加工を行う者
- (4) 農産物等の直売所の担当者

4 日時及び場所

回	日時	場所
第1回	令和元年11月18日（月） 14時～15時30分	白河会場
第2回	令和元年11月29日（金） 14時～15時30分	棚倉会場

※1 受付開始は、上表の講習開始時刻の30分前。

※2 各会場の詳細は次のとおり。

白河会場：白河合同庁舎 303会議室（白河市昭和町269）

棚倉会場：棚倉合同庁舎 第1会議室（東白川郡棚倉町大字関口字上志宝50-1）

5 内容

- (1) 食品表示法の概要について（県南農林事務所 指導調整課）
- (2) 品質事項（旧JAS法）について（県南農林事務所 指導調整課）
- (3) 衛生事項（旧食品衛生法）について（県南保健福祉事務所 衛生推進課）
- (4) 保健事項（旧健康増進法）について（県南保健福祉事務所 健康増進課）
- (5) 質疑応答

6 参加費

無料

7 持参物

筆記用具、申込書（控えがある場合）

別紙

「食品表示法に係る食品表示講習会」申込書

福島県南農林事務所 指導調整課(事務局) あて
郵送先: 〒961-0971 白河市昭和町269番地
F A X : 0248-23-1590

※添書不要

営業者	氏名又は 法人名	
営業所	名称	
	所在地	
参加者	職名	
	氏名	
連絡先	電話	
	FAX	
参加回	第 回	